

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

～申請をお忘れなく～

平成26年7月16日発行
津市臨時福祉・子育て世帯
臨時特例給付金窓口

☎229-3397 FAX 229-3334

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、2つの給付金が支給されます。

申請期間 7月16日(水)～来年1月16日(金)

臨時福祉給付金

所得の低い人への経済的負担を考慮し、暫定的・臨時的に支給します。

支給対象者 平成26年1月1日時点において、津市に住民登録のある人(外国人含む)で、平成26年度分の住民税が課税されていない人。ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等や生活保護を受給している場合などは、対象になりません。

※扶養親族等とは…税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者を含む)、青色事業専従者及び白色事業専従者

支給額 支給対象者1人につき1万円

※下記対象者は1人につき5,000円が加算されます。

①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等②児童扶養手当③特別児童扶養手当④障害児福祉手当⑤特別障害者手当⑥経過的福祉手当⑦原爆被爆者諸手当⑧毒ガス障害者対策手当⑨ガス障害者対策手当⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金⑫(医薬品副作用被害救済制度の)副作用救済給付または(生物由来製品感染等被害救済制度の)感染救済給付の受給者

申請書等の発送 支給対象と思われる人がいる世帯へ市民税課からの税のお知らせと同封し、7月16日(水)に発送します。

※申請書等が届いても、支給対象にならない場合があります。

申請方法 申請書等に同封の返信用封筒で提出してください。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯に対して、消費税率の引き上げによる負担を緩和し、消費の下支えを図るために、臨時的に支給します。

支給対象者 平成26年1月1日時点において、津市に住民登録のある人(外国人含む)で、平成26年1月分の児童手当または特例給付を受給した人のうち、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入の目安(給与)
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当または特例給付の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象となっている児童や生活保護を受給している児童などは対象になりません。

支給額 対象児童1人につき1万円

申請書等 支給対象者へ7月16日(水)に発送します。ただし、公務員の人には、職場から申請書等が配布されます。

申請方法 申請書等に同封の返信用封筒で提出してください。

※公務員の方は、必要書類を封筒に入れ、郵送で津市子育て世帯臨時特例給付金窓口(〒514-8611 住所不要)へ提出してください。

！注意事項

- 1人で2つの給付金を受け取ることはできません。
- 平成26年1月1日以降に亡くなった人は、対象になりません。
- 原則として、申請期間外の申請や、平成26年1月1日時点で津市に住民登録のない人の申請は受け付けできません。
- DV被害者や児童福祉施設に入所している児童などで、他の市区町村から住民登録を移さずに津市にお住まいの人は、津市で申請できる場合がありますので、ご相談ください。